公益社団法人秋田被害者支援センター定款

　　　第１章 総則

（名称）

第１条　この法人は、公益社団法人秋田被害者支援センターと称する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を秋田県秋田市に置く。

　　　　第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、犯罪等の被害者及びその家族や遺族（以下「犯罪被害者等」という。）　に対して、各種の支援事業を行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、　もって被害者の被害の回復及び軽減に資することを目的とする。

（事業）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 犯罪被害者等に対する電話相談事業及び面接相談事業

(2) 犯罪被害者等に対する物品の供与又は貸与、損害賠償請求の支援、役務の提供その　　他の直接的支援事業

(3) 一定の犯罪の被害者に係る医療費等の補助その他の特別支援事業

(4) 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が行う裁定の申請を補助する事業

(5) 犯罪被害者等自助グループヘの支援事業

(6) 関係機関・団体等との連携による犯罪被害者等への支援事業

(7) 犯罪被害相談員・被害者支援ボランティアの養成及び研修事業

(8) 犯罪被害者等の実態に関する調査及び研究事業

(9) 犯罪被害者等の支援に関する広報及び啓発事業

(10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

　　　　第３章　社員

（法人の構成員）

第５条　この法人に次の会員を置く。

(1) 正 会 員　この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(3)　名誉会員　この法人の行う事業に対し功労があった者又は学識経験者で理事会に

おいて推薦されたもの。

２　前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成　18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

（入会）

第６条　正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、社員総会において別に定める　入会申込書により申し込むものとする。

２　正会員の入会は、社員総会において別に定める規程により、理事会においてその可否　を決定し、これを本人に通知する。

（会費）

第７条　正会員又は賛助会員は、社員総会において別に定める規程により、会費又は賛助　会費（以下「会費等」という。）を納入しなければならない。

２　正会員は、会費を納入しなければならない。

３　賛助会員は、賛助会費を納入しなければならない。

（任意退会）

第８条 会員は、社員総会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会　することができる。

（除名）

第９条　会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によって当該会員　を除名することができる。この場合において、当該会員に対し、当該社員総会の日から一

週間前までにその理由を付して除名する旨を通知し、かつ、社員総会において当該決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款及び規則等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3)　その他除名すべき正当な事由があるとき。

２　前項の規定により会員が除名される決議がなされたときは、当該会員に対し、その旨　を通知しなければならない。

（会員資格の喪失）

第10条　前２条の場合のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格　を喪失する。

(1) 当該会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。

(2) 会員である団体が解散したとき。

(3) 正当な理由なく会費等を２年以上滞納し、かつ催告に応じないとき。

(4) 総正会員が同意したとき。

（会員の資格喪失に伴う権利及び義務）

第11条　会員が前３条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員と　しての権利を失い義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

２　この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品　は、これを返還しない。

　　　　第４章　社員総会

（構成）

第12条　社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

（権限）

第13条　社員総会は次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(5) 定款の変更

(6)　解散及び残余財産の処分

(7)　その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第14条　社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後３箇月以内に１回開催するほ　か、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

（招集）

第15条　社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事　長が招集する。

２　総正会員の議決権の10分の１以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、社員総　会の目的である事項及び招集理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

３　社員総会を招集するときは、書面又は電磁的方法により議決権を行使できる場合を除　き、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の１週間前までに通知しなければならない。

４　書面又は電磁的方法で議決権を行使できる場合については、開催日の２週間前までに　通知しなければならない。

（議長）

第16条　社員総会の議長は、当該社員総会において正会員の中から選出する。

（定足数）

第17条 社員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

（議決権）

第18条　社員総会における議決権は、正会員１名につき１個とする。

２　社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁　的方法により表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この

場合において、前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

（決議）

第19条　社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席し　た当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議　決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 合併

(5) 解散

(6) その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を　行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場

合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者

を選任することとする。

（議事録）

第20条　社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議長及び出席した正会員の中から、当該社員総会において選出された議事録署名人

２人以上が記名押印する。

第５章　役員及び顧問

（役員の設置）

第21条　この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 ８名以上1５名以内

(2) 監事　３名以内

２　理事のうち、１名を理事長、２名を副理事長、１名を専務理事とする。

３　前項の理事長をもって、一般法人法上の代表理事とする。

４　第２項の専務理事をもって、一般法人法第91条第１項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第22条　理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

２　理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

３　理事のうち、理事のいずれか１名とその配偶者又は３親等内の親族その他特別の関係　にある者の合計数は、理事の総数の３分の１を超えてはならない。監事についても同様とする。

４　理事のうち、他の同一団体の理事又は職員である者その他これに準ずる相互に密接な　関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の３分の１を超えてはならない。監事に

ついても同様とする。

（理事の職務及び権限）

第23条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行　する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を　執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執

行する。

３　理事長及び専務理事は、毎事業年度に４か月を超える間隔で２回以上、自己の職務の　執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第24条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作　成する。

２　監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産　の状況の調査をすることができる。

３　監事は、理事会に出席し、必要と認めるときは意見を述べることができる。

４　監事は、理事が不正な行為をし、若しくはその行為をする恐れがあると認めるとき、　又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めると　きは、これを理事会に報告する。

５　監事は、前項により必要と認めるときは、理事長に対し理事会の招集の請求をするこ　とができる。

６　監事は、理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調　査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく

不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告しなければならない。

７　監事は、その他法令で認められた権限を行使することができる。

（役員の任期）

第25条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定　時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

２　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社　員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとす　る。

４　理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任に　より退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権

利義務を有する。

（役員の解任）

第26条　理事及び監事は、社員総会の決議により解任することができる。

（役員等の報酬等）

第27条　理事、監事及び顧問は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、社員総会　において定める規則により、報酬等を支給することができる。

２　理事、監事及び顧問には、その職務を遂行するにあたり生じた費用を弁償することが　できる。

（顧問）

第28条　この法人に顧問を置くことができる。

２　顧問は、理事会の推薦を経て理事長が委嘱する。

３　顧問は、本会の運営について理事長の諮問に応じ、又は理事長の要請により、総会又　は理事会に出席して意見を述べることができる。

４　顧問の任期は、２年とし、再任を妨げない。

　　　第６章　理事会

（構成）

第29条　この法人に理事会を置く。

２　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第30条　理事会は、法令又はこの定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 社員総会に付議すべき事項の決定

(2) 社員総会で決議した事項の業務執行に関する事項

(3) 理事の職務の執行の監督に関する事項

(4) 理事長、副理事長、専務理事の選定及び解職に関する事項

(5) 事業計画及び収支予算に関する事項

(6) その他社員総会の議決を要しないこの法人の業務の執行に関する事項

（開催）

第31条 理事会は、定時理事会と臨時理事会とする。

２ 定時理事会は、毎事業年度に２回開催する。第23条第３項の規定による報告はこの理　事会において行うものとし、別に必要と認める場合は臨時理事会によることができる。

３　臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から、理事会の目的である事項を示し、理事長に招集の請求があ　　ったとき。

(3) 前号の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を　　理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が　　招集したとき。

(4) 第24条第５項の規定により監事からの請求があったとき。

(5) 前号の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を

理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が　　招集したとき。

（招集）

第32条　理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第３項第３号及び第５号により招集　する場合を除く。

２　理事長は、前条第３項第２号及び第４号の規定により招集の請求があった日から２週　間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電　磁的方法により、開催日の１週間前までに通知しなければならない。

４　前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを　経ることなく理事会を開催することができる。

（議長）

第33条 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名した者があたる。

（決議）

第34条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数　が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）

第35条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提　案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意

思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

（議事録）

第36条　理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

２　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

　　　第７章 資産及び会計

（事業年度）

第37条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第38条　この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した　書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認　を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、　一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第39条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類　を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類について　は、定時社員総会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類　については承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供す　るとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとす　る。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記　　載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第40条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条　の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算　定し、前条第３項第４号の書類に記載するものとする。

（基金）

第41条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

２　拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。

３　基金の返還手続については、返還する基金の総額について定時社員総会の決議を経る　ものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他必要な事項を理事会において別　に定めるものとする。

（剰余金の処分制限）

第42条　この法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配を行うことができない。

　　　　第８章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第43条　この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第44条　この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第45条　この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する　場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の　決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又

は当該合併の日から１箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

第５条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第46条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第17号に掲げる法人又は国　若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

　　　 第９章　組織

（組織）

第47条　この法人に、法人の事務を処理するため、事務局を置く。

(1) 事務局には、事務局長その他所要の職員を置く。

(2) 事務局長その他所要の職員の任免については、理事会の承認を得て理事長が行う。

(3) 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会において別に定める。

　　　　第10章　情報公開及び個人情報の保護

（備付け帳簿及び書類）

第48条　この法人の主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなけれ　ばならない。また、正当な理由なく閲覧を拒んではならない。

(1) 定款

(2) 社員名簿

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 登記に関する書類

(5) 社員総会及び理事会の議事に関する書類

(6) 財産目録

(7) 社員総会及び理事会において定める各種規程

(8) 事業計画書及び収支予算書

(9) 事業報告書及び決算書

(10) 監事による監査に関する書類

(11) その他法令で定める帳簿及び書類

２　前項の帳簿及び書類に関する謄写については、請求者からその謄写にかかる費用の弁　償を受けるものとする。

（情報公開）

第49条　この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財　務資料等を積極的に公開するものとする。

（個人情報の保護）

第50条　この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

２　個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

第11章　公告

（公告の方法）

第51条　この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行　う。

第12章 雑則

（委任）

第52条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会に　おいて別に定める。

　　　　附　則

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益　財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第１

項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

２　この法人の最初の理事長は内藤　徹とし、専務理事は佐々木新二とする。

３　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認　定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第１項に定める　特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。